

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団
令和3年度第1回評議員会議事録（抄本）

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事及び監事の辞任に伴う補欠理事及び補欠監事の選任について

| 役職名 | 就任（候補） | | 辞任 | |
|-----|------------------------------|-----------------|-----------|-----------------|
| | 氏名 | 所属 | 氏名 | 所属 |
| | 任期 | | 辞任日 | |
| 理事 | 鈴木 緑 | (公財)新潟市芸術文化振興財団 | 堀内 貞子 | (公財)新潟市芸術文化振興財団 |
| | 令和3年4月13日から令和2年度に関する定時評議員会まで | | 令和3年4月13日 | |
| 監事 | 井関 一博 | 新潟市会計管理者 | 中澤 晃一 | 新潟市会計管理者 |
| | 令和3年4月13日から令和4年度に関する定時評議員会まで | | 令和3年4月13日 | |

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 理事長 高橋 道映

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和3年4月13日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 専務理事 近藤 博

令和3年4月13日、代表理事 理事長 高橋道映が評議員の全員に対して、上記評議員会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、同日付で、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条」並びに「定款第19条第5項」に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員会の決議があったものとみなされた事項を、証するための本議事録を作成する。

令和3年4月13日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団
議事録作成者
代表理事 専務理事 近藤 博